

税理士職業賠償責任保険事故事例にみる 消費税のチェックポイント

令和4年10月27日収録

税理士 金井恵美子

税理士職業賠償責任保険 保険金支払い状況 ¹

I. 年度別保険金支払件数と支払金額の推移

保険年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
支払件数	493件	527件	532件	511件	503件	581件
支払金額	16億2400万円	19億9800万円	17億7600万円	22億5900万円	22億5600万円	17億7000万円

II. 2021年度事故の傾向

2021年度の支払件数は、前年度より78件増加し、過去最も多かった2018年度の532件を抜いて過去最多となった。特に2021年度は、支払保険金1,000万円未満の少額支払件数が増加しており、支払件数を引き上げる要因になっている。

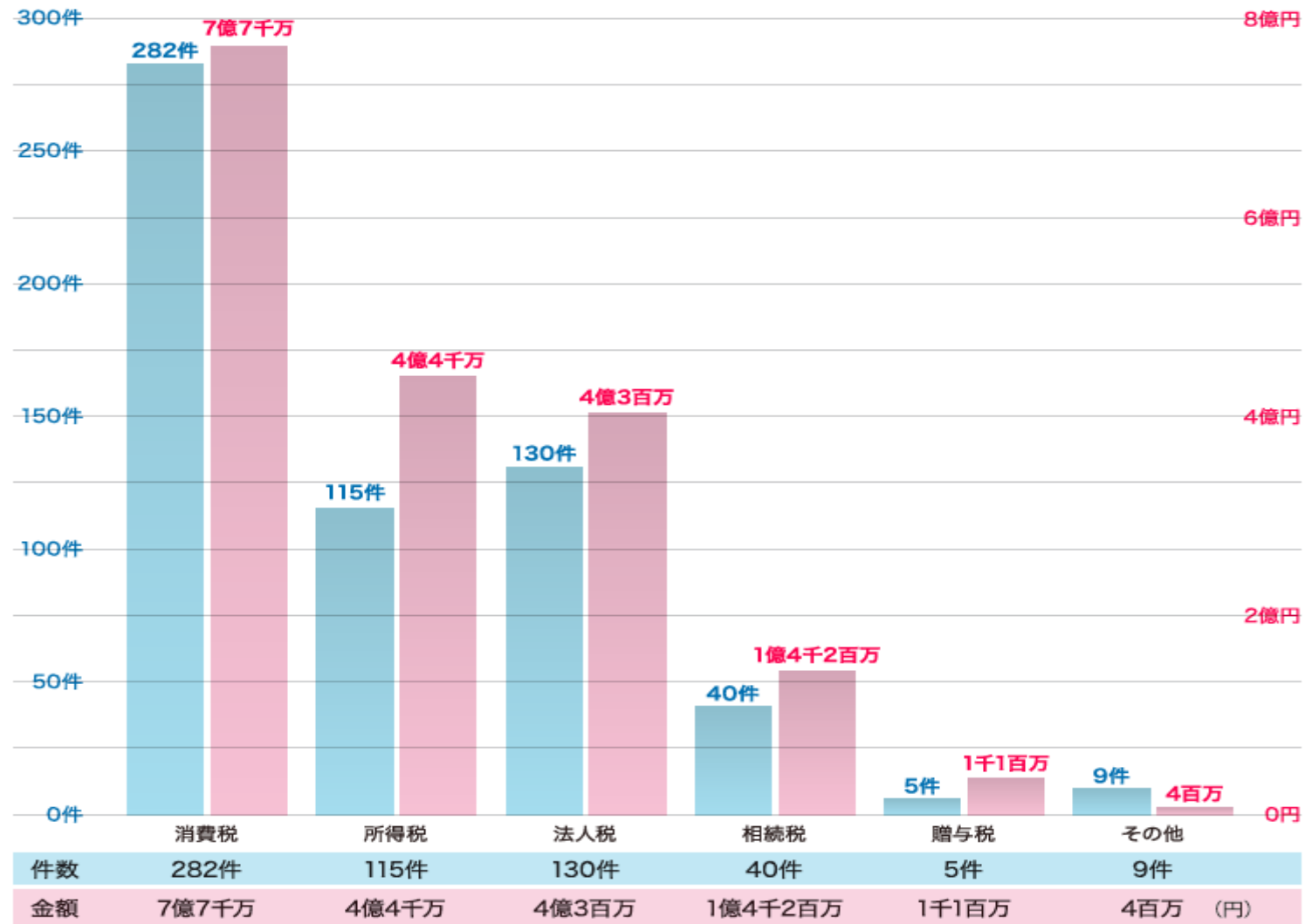
一方で、支払金額については、前年度より4億8千6百万円の減少となった。これは、1億円を超える高額支払事故が0件だったことに加え、3,000万円未満の支払金額事故が前年度より減少したことによるものだが、1,000万円未満の支払金額事故が増加しており、少額支払事故が増加傾向にあることがうかがえる。

ちなみに全体のうち特約（任意加入）の保険金支払状況は、事前税務相談業務担保特約19件（支払金額9千6百万円）、情報漏えい担保特約0件であった。

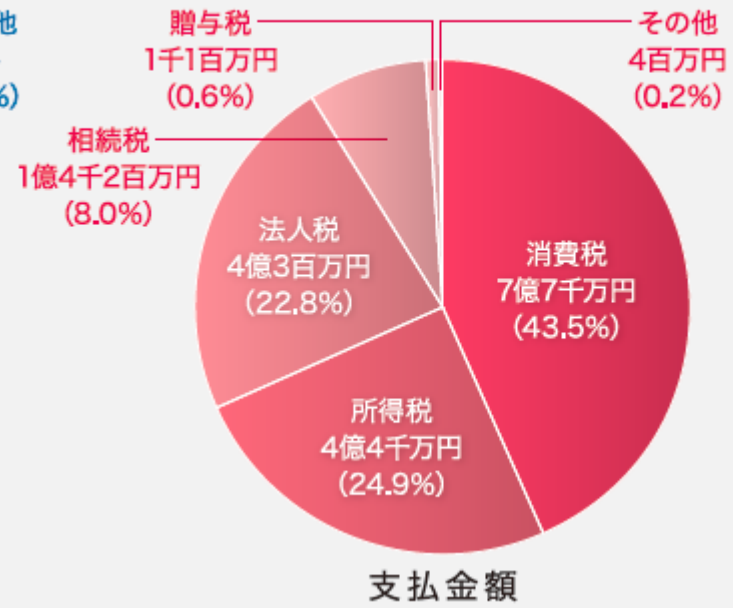
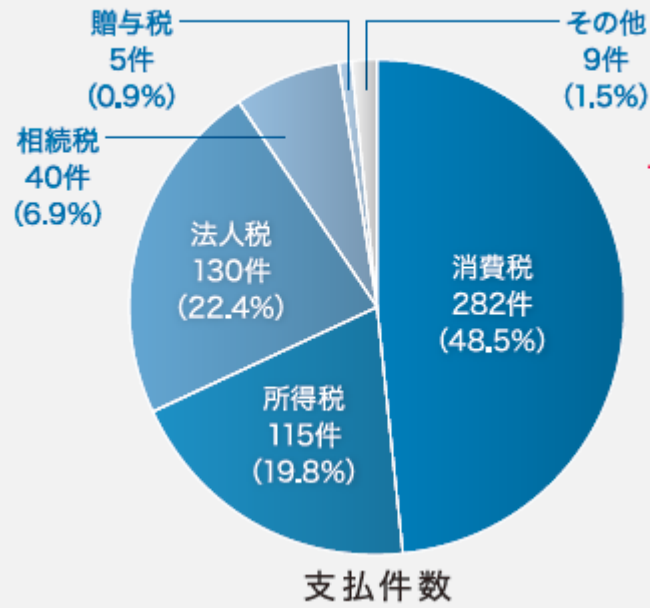
税目別では、例年同様に消費税が全体の50%近くを占め、次に法人税22%強、所得税20%と続く。事故の要因としては、例年同様消費税・所得税・法人税における各種届出書の提出失念が目立っており、消費税では課税仕入れ税額一括／個別誤選択、所得税では住宅借入金等特別控除に関する誤り、法人税では事前確定届け出給与に関する届出書の提出失念・記載誤りが多くなっている。

¹ 株式会社日税連保険サービス『税理士職業賠償責任保険事故事例2021年7月1日～2022年6月30日』（以下「2021事故事例」という。）2-5頁。

III. 2021 年度 税目別支払件数と支払金額



〈構成比〉



IV. 2021 年度 税目別内訳と主な事故原因

税目	件数	支払金額	主な内容	
			内容	件数
消費税	282 件	7 億 7000 万円	① 簡易課税選択届出書・提出失念	52
			② 簡易課税不適用届出書・提出失念	88
			③ 課税事業者選択届出書・提出失念	38
			④ 課税事業者選択不適用届出書・提出失念	15
			⑤ 簡易課税／原則課税・誤選択	17
			⑥ 課税事業者・誤選択	6
			⑦ 課税仕入れ税額 一括／個別 誤選択	24
			⑧ その他	42
			合計	282
			<p>⑧その他の内訳・課税売上額／課税仕入額の誤り（14 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書提出失念（3 件） ・ 法人化時の基金の消費税申告誤り ・ 決算期の変更手続き失念 <p>・【事前税務相談】法人設立初年度の決算期の設定に関するアドバイス誤り（4 件）</p> <p>・【事前税務相談】設立時資本金に関する助言誤り</p> <p>・【事前税務相談】免税事業者／課税事業者の判定誤り 等</p>	

税目	件数	支払金額	主な内容
所得税	115 件	4 億 4000 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅借入金等特別控除に関する誤り (19件) ・不動産所得等の必要経費の計上漏れ (3件) ・青色申告承認申請書 提出失念 (4件) ・青色事業専従者給与に関する届出書 提出失念 (2件) ・租税特別措置法第26条社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用失念 (3件) ・生産設備等投資促進税制を適用すべきところ中小企業投資促進税制を誤適用 (2件) ・上場株式等の配当についての申告方法の選択誤り (8件) ・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除適用失念 (9件) ・減価償却費の計上誤り (6件) ・【事前税務相談】 居住用財産の譲渡時期に関する助言誤り ・【事前税務相談】 譲渡所得に関する説明誤り ・【事前税務相談】 みなし配当に関する助言誤り 等

税目	件数	支払金額	主な内容
法人税	130 件	4 億 300 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前確定届出給与に関する届出書の提出失念・記載誤り (40件) ・ 法人税額特別控除の適用失念 (雇用者給与等支給額が増加した場合) (11件) ・ 中小企業投資促進税制の適用失念 (9件) ・ 青色申告の承認申請書提出失念 (13件) ・ 欠損金の繰戻しによる還付請求書提出失念 (9件) ・ 法人税額特別控除の適用失念 (中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除) (9件) ・ 記帳・決算処理における計算等誤り (4件) ・ 【事前税務相談】 使用人兼役員の要件判定誤り ・ 【事前税務相談】 分掌変更による役員退職金に関する助言誤り 等

税目	件数	支払金額	主な内容
相続税	40 件	1 億 4200 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模宅地の特例適用誤り (23件) ・相続財産の評価額算出誤り (6件) ・広大地評価の適用失念 (3件) ・相続時精算課税選択届出書の提出失念 ・相続税の納税猶予及び免除の特例適用に関する申告書の誤記載 ・遺産分割確定後の更正の請求の期限徒過 ・【事前税務相談】 相続財産の寄付に関する助言誤り 等
贈与税	5 件	1100 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・相続時精算課税選択届出書の提出失念 (3件) ・【事前税務相談】 個人版特例事業承継税制の要件説明誤り 等
その他	9 件	4000 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税：固定資産税減免申請の提出失念 ・固定資産税：固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告の提出失念 ・住民税：申告不要制度書類 提出失念 ・償却資産の申告誤り ・【事前税務相談】 先端設備導入計画に係る認定申請書の提出をする旨の助言を失念等

I. 事故原因の種類

1 税法・省令・通達（優遇税制の適用失念等） 税法・省令・通達の不知（見落とし）、不十分な理解や解釈誤り
2 税法・省令・通達と事実関係の当てはめ誤り 所得の種類区分、課税・非課税・不課税区分などの判断誤り、検討誤り
3 申告書・申請書・別表・届出書 提出失念や書式・用紙誤り、記載誤り、記入漏れ、添付書類不足や添付書類誤り、過去の届出書提出状況の確認不足
4 申告期限・届出期限等 期限の失念、期限を誤って認識
5 依頼者への説明不足、依頼者の意思確認不足 税法上の選択（消費税や租税特別措置法等）、課税事業者選択届、簡易課税制度選択届、一括比例配分方式の2年間拘束
6 計算誤り、会計処理の誤り 足し算・引き算誤り、法令規定の計算順序の誤り、定率法と定額法の誤り
7 シミュレーション 申告方法・所得額計算方法・税額計算方法等に複数の選択肢がある場合のシミュレーションの失念、シミュレーション内容の誤り
8 思い込み
9 事実関係 事実関係の不確認、確認不十分

² 2021事故事例6-7頁。

II. 防止策

1 チェックリスト等の活用

- 自己診断チェックリスト〈公益財団法人日本税務研究センター〉
- チェックシート〈国税庁 HP〉
- 業務チェックリスト〈日本税理士会連合会・業務対策部〉
- 自主点検チェックシート・自主点検ガイドブック〈公益財団法人全国法人会総連合〉

2 関与先との連携

- 関与先とコミュニケーションを密にとる
- 事前に十分な説明を行い、有利選択を依頼者を含めて行う
- 届出書等は、依頼を受けたらすぐに提出する
- 意思決定の証拠は書面に残す

3 特に注意を要する項目

- 過去の届出書提出状況を確認する
- 税制改正の内容は必ず確認する
- 設立2期目の納付義務に注意する
- 特例適用の可否は慎重に判断する
- 届出書の提出失念に注意する
- シミュレーションは慎重に行う

4 組織体制

- 自己研鑽を欠かさない
- 思い込みに注意する
- 職員等の税務知識向上を心掛ける
- 組織内でのチェック体制を構築する
- 組織内で担当者を定期的に変更する
- 毎年「新しい目」で確認する

事故事例

事故事例についての留意点³

1

税理士職業賠償責任保険の保険事故においては、税理士が職業上相当の注意を尽くしたか否か、あるいは税理士の過失割合はどうかについて、個々の事案ごとに審査することになります。ここに掲載している事故事例は、一件、一件厳正に調査検討し、妥当な損害賠償金額を認定されたものでありますが、紙幅の関係上、その要旨のみを掲載しております。したがって、この事故事例に掲載されているものと一見同様の内容であっても、直ちに有責あるいは同額の保険金が支払われるということではありませんので、ご注意ください。

2

保険金の支払可否および金額の算定については、公正を期するため、保険事故審査会（学識経験者で構成）・調査委員会（日本税理士会連合会推薦の税理士・弁護士・保険会社で構成）を設置し、その審査を経て決定しています。

³ 2021事故事例8頁。

保険金支払いに関するルール⁴

1

納税額が過大であったこと（または還付額が過少であったこと）の結果として、納税者が納付すべき他の納税額が減少する場合（将来において減少する場合を含みます。）には、保険金の支払対象となる損害保険金を算出するに際し、この減少する納税額に相当する金額を、損害額から控除することとしています。

2

納税者に支払った損害賠償金が納税者にて雑収入その他の益金（名目のいかんを問いません。）として計上されることによつて、納税者の法人税、所得税、住民税等の税額が増加する場合があります。この場合、当該増加税額については保険金に含まれません。

⁴ 2021事故事例8頁。

保険金が支払われた事例 1 ⁵

消費税簡易課税制度選択不適用届出書提出失念により過大納付消費税額が発生した事例

文責：損害保険ジャパン

〈 事故の概要 〉

税理士は、平成 23 年 12 月関与を開始した。消費税については、関与開始以前の平成 19 年 10 月に簡易課税制度選択届出書が提出されていた。

平成 30 年 3 月、担当職員は依頼者法人より賃貸用建物購入の計画を聴取し、消費税額還付の手続の依頼を受け、同年 5 月に 6 月から適用開始の消費税課税事業者選択届出書を提出した。その際、簡易課税制度が選択されていることについての検討確認を怠り、簡易課税制度選択不適用届出書の提出を行わなかった。

平成 31 年 1 月に建物を完成取得し、依頼者法人の決算期を 5 月から 2 月へ変更し、令和元年 5 月、平成 31 年 2 月期消費税確定申告書（本則課税適用）を提出したところ、翌月に税務署より簡易課税制度選択届出書が提出されているため消費税還付はできない旨の連絡を受け、本件過誤が発覚した。これにより発生した過大納付消費税額について、税理士は依頼者法人から損害賠償請求を受けた。

⁵ 2021事故事例9頁。

事故発覚の経緯

令和元年5月、平成31年2月期消費税確定申告書（本則課税適用）を提出したところ、翌月に税務署より簡易課税制度選択届出書が提出されているため消費税還付はできない旨の連絡を受け、本件過誤が発覚した。

事故の原因

税理士及び担当職員は、依頼者法人から賃貸用建物購入の計画を聴取し、消費税の還付手続きの依頼を受けたことから、消費税還付を受けるため課税事業者選択届出書は提出したが、簡易課税制度選択届出書提出の有無について確認を怠り、簡易課税制度選択不適用届出書の提出をしなかったため。

税賠保険における判断

税理士及び担当職員が関与開始以前に簡易課税制度選択届出書の提出がされていたことの確認を怠り、簡易課税制度選択不適用届出書の提出をしなかったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

過大納付消費税額約1,200万円から税効果による回復額約300万円を差し引いた約900万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約870万円が保険金として支払われた。

【 参 照 】

消費税法基本通達 13-1-3

法第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定による届出書（以下「簡易課税制度選択届出書」という。）は、課税事業者の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下の課税期間について簡易課税制度を選択するものであるから、当該届出書を提出した事業者のその課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円を超えることにより、その課税期間について同制度を適用することができなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超え 5,000 万円以下となったときには、当該課税期間の初日の前日までに同条第 5 項《簡易課税制度の選択不適用》に規定する届出書を提出している場合を除き、当該課税期間について再び簡易課税制度が適用されるのであるから留意する。

メッセージボックスの確認では不十分

確定申告等についてのお知らせ

【重要なお知らせ】 この情報は、令和 4 年 1 月 12 日時点のものです。必ず届出書等から再度ご確認いただくようお願いいたします。

※ 届出書の提出状況については、届出書の提出がない場合又は令和 3 年分に適用がないと見込まれる場合に、「－」を表示しています。

「申告書等閲覧サービス」の利用が有効

(様式1-1)



申告書等閲覧申請書

令和 年 月 日

税務署長 殿

(閲覧申請者)

住所又は居所

ふりがな

氏名

電話番号 ()

納税者との関係

下記のとおり、申告書等の閲覧を申請します。

記

太枠内の該当する□にチェックするとともに、必要事項を記入してください。

閲覧目的	<input type="checkbox"/> 申告書の作成に必要なため <input type="checkbox"/> 申告内容や特例等の申請事績などの見直しや確認に必要なため <small>(注) 上記以外の目的（金融機関や地方公共団体など第三者からの申告内容の問合せに対する回答等）で閲覧することはできません。</small>	
申告書等に 記載された 住所・氏名 等	住所(居所) 又は所在地	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
	ふりがな 氏名(名称)	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
閲覧対象書類	税目等及び 閲覧する 申告書等の 事業年度等	<input type="checkbox"/> 所得税 平成・令和 年分～平成・令和 年分 <input type="checkbox"/> 法人税 平成・令和 年 月期分～平成・令和 年 月期分 <input type="checkbox"/> 消費税 平成・令和 年（ 月期）分～平成・令和 年（ 月期）分 <input type="checkbox"/> 相続税 平成・令和 年 月 日（提出・相続開始） <input type="checkbox"/> その他（ ） 平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日
	対象書類	<input type="checkbox"/> 確定申告書 <input type="checkbox"/> 修正申告書 <input type="checkbox"/> その他の申告書〔 〕 <input type="checkbox"/> 青色申告決算書・収支内訳書 <input type="checkbox"/> 申請書等 <input type="checkbox"/> 添付書類 <input type="checkbox"/> その他 〔 具体的な書類名 〕
写真撮影の希望	<input type="checkbox"/> 次の事項に同意した上で、写真撮影を希望する <input type="checkbox"/> 撮影した写真をその場で確認できる機器を使用すること （使用する機器： <input type="checkbox"/> デジタルカメラ <input type="checkbox"/> スマートフォン <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 收受日付印のある書類等は、收受日付印、氏名、住所等を被覆した状態で撮影すること <input type="checkbox"/> 撮影した写真を署員に確認させ、対象書類以外が写り込んでいた場合は署員の指示に従い消去すること <input type="checkbox"/> 撮影した写真は上記の「閲覧目的」以外で利用しないこと	

【税務署整理欄】

申請者 本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (住所が記載されているもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	本人確認書類識別番号 (個人番号、基礎年金番号及び被保険者等番号等を除く。)					
代理人 の区分 の確認	<input type="checkbox"/> 配偶者・4親等以内の親族 <input type="checkbox"/> 納税管理人 <input type="checkbox"/> 税理士・弁護士・行政書士 <input type="checkbox"/> 法人の役員・従業員 <input type="checkbox"/> 法定代理人 (<input type="checkbox"/> 未成年 <input type="checkbox"/> 成年)					
	確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 (実印 (届出印) が押印されたもの) <input type="checkbox"/> 印鑑証明 (署名証明) <input type="checkbox"/> 戸籍謄 (抄) 本又は住民票の写し <input type="checkbox"/> 納税管理人の届出書 <input type="checkbox"/> 税理士証票、弁護士の身分証明書、行政書士証票 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> その他 ()					
相続人の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄 (抄) 本 (法定相続情報一覧図) <input type="checkbox"/> 委任状 (実印 (届出印) が押印されたもの) <input type="checkbox"/> 印鑑証明 (署名証明)					
管理運営部門			申告書等保有部門			マスキング： 要 ・ 否
窓口処理			閲覧文書		返却確認	
受付番号	処理日	窓口担当者	担当統括官	担当者	担当統括官	担当者
	・					
					<input type="checkbox"/> 被覆 (收受日付印・氏名・住所等) <input type="checkbox"/> 撮影後の写真確認 撮り直し： 有 ・ 無	
整理番号				文書枚数： 枚 綴	個人番号の記載： 有 ・ 無	(備考)

(様式1-2)

委任状

(代理人)

住 所 _____

ふりがな _____
氏 名 _____

委任者との関係

- 配偶者・4親等以内の親族 納税管理人 税理士・弁護士・行政書士
法人の役員・従業員 相続税申告書の共同提出者

私は、
申告書の作成に必要なため
申告内容や特例等の申請事績などの見直しや確認に必要なため
 上記の者を代理人と定め、下記に記載したとおり書類を閲覧することを委任します。

記

税 目 等	<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税 <input type="checkbox"/> 相続税 <input type="checkbox"/> その他 ()
閲 覧 す る 申 告 書 等 の 事 業 年 度 等	<input type="checkbox"/> 平成・令和 年分～平成・令和 年分 <input type="checkbox"/> 平成・令和 年 月分～平成・令和 年 月分 <input type="checkbox"/> 平成・令和 年 月 日分～平成・令和 年 月 日分(対象年度・課税期間) <input type="checkbox"/> 平成・令和 年 月 日(提出・相続開始)
対 象 書 類	<input type="checkbox"/> 確定申告書 <input type="checkbox"/> 修正申告書 <input type="checkbox"/> その他の申告書 { _____ } <input type="checkbox"/> 青色申告決算書・収支内訳書 <input type="checkbox"/> 申請書等 <input type="checkbox"/> 添付書類 <input type="checkbox"/> そ の 他 { 具体的な書類名 _____ }
閲 覧 時 の 方 法	<input type="checkbox"/> 書き写しのみを希望する <input type="checkbox"/> 書き写しのほか、写真撮影が可能とされた書類は撮影を希望する(撮影した写真は上記の「閲覧目的」以外で利用しない)
被相続人の住所・氏名	住 所 _____
	ふりがな _____
	氏 名 _____

令和 年 月 日

(委任者)

住 所 又 は 所 在 地 _____

氏 名 又 は 法人名及び 代表者氏名 _____ 印

電 話 番 号 () _____

※ 必ず、委任者の方が自書するとともに実印(届出印)を押印し、印鑑登録証明書(日本政府の在外公館発行の署名証明書も可。申請日前30日以内に発行されたもの)を添付してください(ただし、代理人が納税管理人の場合は実印以外での押印でも差し支えありません。)

〈 事故の概要 〉

税理士は、平成 29 年 9 月、顧問契約を締結して関与を開始し、依頼者法人より、平成 31 年 3 月に事務所・店舗用賃貸ビル建設を予定している旨の報告を受け、消費税が還付される旨を説明した。

依頼者法人は、平成 29 年 12 月にビル建設の着工をし、平成 31 年 3 月に完成取得した。税理士は、平成 30 年 9 月に消費税還付に対応するべく、事業年度変更届出書（1 月決算⇒9 月決算へ変更）と、消費税課税事業者届出書（基準期間用）を提出した。その際、簡易課税制度が選択されていることについての確認を怠り、簡易課税制度選択不適用届出書の提出を行わなかった。

令和元年 11 月、税理士は、令和元年 9 月期決算申告業務の際、税務署より送付の消費税確定申告書が簡易課税用であったことから本件過誤が発覚した。翌日、依頼者法人に過誤を報告し、税理士は依頼者法人から損害賠償請求を受けた。

⁶ 2021 事故事例 10 頁。

事故発覚の経緯

令和元年1月、令和元年9月期決算申告業務の際、税務署より送付された消費税確定申告書が簡易課税用であったことから本件過誤が発覚した。

事故の原因

税理士は、関与開始した平成29年9月に平成31年3月に事務所・店舗用賃貸ビル建設を予定している旨の報告を受け、消費税が還付されることを説明したが、その際に、簡易課税制度選択届出書提出有無の確認を怠ったため。

税賠保険における判断

税理士は、関与を開始した平成29年9月に平成31年3月に事務所・店舗用賃貸ビル建設を予定している旨の報告を受け、消費税が還付されることを説明したが、その際に、簡易課税制度選択届出書提出有無の確認を怠ったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

過大納付消費税額約1,400万円から税効果による回復額約400万円を差し引いた約1,000万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約970万円が保険金として支払われた。

保険金が支払われた事例 3⁷

消費税課税事業者選択届出書提出失念により還付不能消費税額が発生した事例

文責：損害保険ジャパン

〈 事故の概要 〉

税理士は、設立3期目である平成29年12月期の消費税につき、基準期間である設立1期目の課税売上高が1千万円以下であるため、消費税課税事業者選択届出書を提出しなければ工場の建築に係る消費税の還付が受けられないにもかかわらず、消費税課税事業者選択届出書の提出を失念してしまった。

これにより還付不能消費税額が発生したとして、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

⁷ 2021事故事例11頁。

事故発覚の経緯

依頼者は新設法人に該当しており、設立1期目及び2期目は課税事業者であった。依頼者は当初、工場の建築を設立2期目に行う予定であったが、建築計画が遅れてしまい、設立3期目に着工し、引渡しを受ける旨を事前に税理士に報告していた。依頼者は、設立1期目の課税売上高がゼロであり、設立3期目は免税事業者となってしまうことから、工場建築に係る消費税の還付を受けるためには事前に消費税課税事業者選択届出書を提出しなければならなかったが税理士はこれを失念してしまい、設立3期目の決算作業中に税理士自ら過誤に気付いた。

事故の原因

工場建築に係る消費税の還付を受けるためには事前に消費税課税事業者選択届出書を提出しなければならなかったが税理士が提出を失念したため。

税賠保険における判断

税理士は、依頼者から設立3期目に着工し、引渡しを受ける旨の報告を事前に受けていたにも関わらず、事前に消費税課税事業者選択届出書を提出すべきところこれを失念し、消費税の還付が受けられなくなってしまったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

過大納付消費税額約900万円から税効果による回復額約200万円を差し引いた約700万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約670万円が保険金として支払われた。

【 参 照 】

消費税基本通達 1-5-8（新設法人等の3年目以後の取扱い）

法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》又は第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定は、基準期間がない法人について適用されるのであるから、基準期間ができた以後の課税期間（法第12条の2第2項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の免除の特例》、第12条の3第3項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》又は第12条の4第1項若しくは第2項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定により法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されないこととなる課税期間を除く。）における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項の規定によることとなるのであるから留意する。

(注)

- 1 当該法人が、法第9条第1項の規定により納税義務が免除されることとなる場合であっても、特定期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、法第9条の2第1項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》の規定の適用があることに留意する。
- 2 当該法人が、合併又は分割等により設立された法人である場合には、基準期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項又は第9条の2第1項の規定によるほか、法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定によることとなるのであるから留意する。

保険金が支払われた事例 4⁸

消費税課税事業者選択届出書提出失念により過大納付消費税額が発生した事例

文責：損害保険ジャパン

〈 事故の概要 〉

税理士は、平成29年10月に関与を開始した。同月、依頼者から平成31年完成予定の店舗兼マンション（同年3月着工済）建築の報告を受け、税理士は消費税が還付される旨を説明し、同年11月には建築請負契約書の写しを入手した。

令和元年9月、賃貸用建物が完成し事業の用に供したことから、同年10月、税理士は消費税課税事業者選択届出書の提出期限について検討確認を行ったところ、事業を開始した年は完成引渡しを受けた年ではなく、建築請負契約を締結した平成29年であったため、前年末までに提出する必要があることに気付き、過誤が発覚した。これにより発生した消費税過大納付税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

⁸ 2021事故事例12頁。

事故発覚の経緯

消費税課税事業者選択届出書の提出期限について検討確認を行っている中で、過誤が発覚した。

事故の原因

税理士は、依頼者から報告を受けて、消費税が還付されることの説明をしたが、賃貸用建物が完成する令和元年中に提出すればよいと誤認していたため、平成30年12月31日までに提出すべき消費税課税事業者選択届出書の提出を怠ってしまったため。

税賠保険における判断

平成30年12月31日までに提出すべき消費税課税事業者選択届出書の提出を怠り、令和元年分消費税については課税事業者となることができず、消費税額の還付を受けることが出来なかったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

過大納付消費税額約2,000万円から税効果による回復額約1,100万円を差し引いた約900万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約870万円が保険金として支払われた。

【 参 照 】

消費税法施行令 20 条（事業を開始した日の属する課税期間等の範囲）

法第九条第四項に規定する政令で定める課税期間は、次に掲げる課税期間とする。

- 一 事業者が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間
- 二 個人事業者が相続により法第九条第四項の規定の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合における当該相続があつた日の属する課税期間
- 三 法人が合併（合併により法人を設立する場合を除く。）により法第九条第四項の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合における当該合併があつた日の属する課税期間
- 四 法人が吸収分割により法第九条第四項の規定の適用を受けていた分割法人の事業を承継した場合における当該吸収分割があつた日の属する課税期間

※ 令和 2 年度税制改正により、令和 2 年 10 月 1 日以後に行う「居住用賃貸建物」に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除は適用されない。

保険金が支払われた事例 5⁹

一括比例配分方式と個別対応方式の選択誤りにより過大納付消費税額が発生した事例

文責：損害保険ジャパン

〈 事故の概要 〉

税理士は、依頼者がマンション一棟を取得した際、令和元年12月期の消費税について、建物については非課税対応課税仕入れに区分すべきところ、誤って共通対応課税仕入れに区分されていたがこれに気付かず、有利判定を行い、個別対応方式で申告書を提出した。その後、税務署から上記誤りにつき指摘を受け、マンション建物の取得を非課税対応課税仕入れに直して修正申告をしたところ、一括比例配分方式が有利となった。

修正申告での一括比例配分方式への変更は認められないことから、不利な個別対応方式での申告となってしまった。これにより、有利な一括比例配分方式と不利な個別対応方式との差額につき損害が発生したとして、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

⁹ 2021事故事例13頁。

事故発覚の経緯

税務署から区分誤りにつき指摘を受け発覚した。

事故の原因

依頼者は課税売上高 5 億円超であったため、全額控除は認められず、每期有利な個別対応方式で申告していた。依頼者は、令和元年 6 月にマンション一棟を取得しており、マンション建物の取得は非課税対応課税仕入れに区分されるため、令和 2 年 12 月期は一括比例配分方式が有利であった。しかし、依頼者はこれを誤って共通対応課税仕入れに区分しており、税理士はこれに気付かずに有利判定を行ったため。

税賠保険における判断

当初個別対応方式で申告していたものの、その後税務署から指摘を受け、非課税対応課税仕入れに直して修正申告をしたところ、一括比例配分方式が有利となった。しかし、修正申告での一括比例配分方式への変更は認められないことから、不利な個別対応方式での申告となってしまう、これにより有利な一括比例配分方式と不利な個別対応方式との差額につき損害が発生したことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

過大納付消費税額約 1,800 万円から税効果による回復額約 600 万円を差し引いた約 1,200 万円を認容損害額とし、免責 30 万円を控除した約 1,170 万円が保険金として支払われた。

【 参 照 】

消費税法基本通達 15-2-7（個別対応方式と一括比例配分方式の適用関係）

法第 43 条第 1 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定により中間申告を行う事業者が当該中間申告において仕入控除税額の計算を個別対応方式又は一括比例配分方式によった場合の法第 30 条第 5 項《一括比例配分方式から個別対応方式への変更の期間制限》の規定の適用関係は、次のとおりとなる。

- (1) 当該課税期間の前課税期間に個別対応方式を適用していた場合又は当該課税期間の前課税期間まで 2 年以上継続して一括比例配分方式を適用し、当該課税期間から個別対応方式を適用する場合において、当該課税期間に係る中間申告で一括比例配分方式を適用したときでも、当該課税期間分に係る確定申告については、個別対応方式を適用して差し支えない。
 - (2) 当該課税期間について法第 30 条第 5 項の規定の適用がある場合にも、当該課税期間に係る中間申告において個別対応方式を適用して差し支えない。ただし、当該課税期間に係る確定申告については、一括比例配分方式を適用しなければならないのであるから留意する。
- (注) 事業者が既に提出している確定申告書において、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの計算方式により仕入控除税額を計算した場合には、当該申告について通則法第 19 条第 3 項《修正申告》に規定する修正申告書を提出するときにおいても、当該確定申告書で選択した計算方式により仕入控除税額を計算することとなるのであるから留意する。

※ 令和 2 年度税制改正により、令和 2 年 10 月 1 日以後に行う「居住用賃貸建物」に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除は適用されない。

〈 事故の概要 〉

税理士は、令和元年7月、依頼者が代表者である法人を清算し、個人事業への引継ぎの相談を受けた。税理士は、法人清算手続き後、令和2年3月に個人事業を開始した依頼者の令和2年分より消費税の課税事業者となるべく課税事業者選択届出書を令和2年5月に提出した。事業引継ぎに伴う消費税の還付申告を予定していたが、依頼者は以前から不動産賃貸業を営んでいたことから、課税事業者選択届出書の効力は令和3年分より生じるため、事業引継ぎに伴う令和2年分の消費税の還付申告不可となったことを依頼者へ説明したところ、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

¹⁰ 2021事故事例14頁。

事故発覚の経緯

税務署より、依頼者は既に不動産賃貸業を営んでいるため、課税事業者選択届出書の効力は令和3年分から生じるとの連絡を受けたことにより発覚した。

事故の原因

依頼者の消費税の課税状況・届出書等の提出履歴、事業の実態等を確認し、依頼者にとって有益な選択ができるよう準備すべきところ、依頼者の事業実態の確認を怠ったことにより、課税事業者選択届出書の提出時期を誤ったため。

税賠償における判断

依頼者からは、令和元年7月より法人から個人への事業の引継ぎ等の相談を受けており、税理士が依頼者の過去の確定申告書等を確認していれば、依頼者が既に消費税の申告義務が生ずべく不動産賃貸業を営んでいたことから令和2年分から消費税の課税事業者となるためには、令和元年12月31日までに課税事業者選択届出書の提出が必要であることは明白であった。そのため、課税事業者選択届出書の提出を失念したことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

令和2年分の消費税について、課税事業者として申告が可能であった場合の消費税還付額約420万円から税効果による回復額約40万円を差引いた約380万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約350万円が保険金として支払われた。

【 参 照 】

消費税法基本通達 5-1-1（事業としての意義）

法第 2 条第 1 項第 8 号《資産の譲渡等の意義》に規定する「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われることをいう。

(注)

- 1 個人事業者が生活の用に供している資産を譲渡する場合の当該譲渡は、「事業として」には該当しない。
- 2 法人が行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、その全てが、「事業として」に該当する。

〈 事故の概要 〉

税理士は、新たに課税事業者となった依頼者の平成23年9月期以降の消費税申告において、非課税売上に該当する地代収入を店舗貸付に係る家賃収入と誤認し、課税売上として申告していたことに令和3年10月、令和3年9月期の申告作業中に気付いた。

依頼者へミスの内容を説明したところ、更正請求期限を徒過した平成23年9月期から平成27年9月期の過大納付消費税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

なお、平成28年9月期から令和2年9月期までの消費税は更正の請求により過大納付消費税額は還付された。

¹¹ 2021事故事例15頁。

事故発覚の経緯

会計事務所の担当者変更により、新たに依頼者の担当となった者が、賃貸借契約書を依頼者から入手したことにより、店舗の貸付ではなく土地の貸付であることに気付き、過誤が発覚した。

事故の原因

依頼者の賃貸借の内容については、依頼者が貸主・借主いずれの場合においても契約書等で内容を確認し、適正な経理処理により申告書に反映すべきところ、店舗の貸付と思い込み、賃貸借契約書の確認を怠ったため。

税賠保険における判断

賃貸借契約書を入手して内容を確認すれば容易に判断できる非課税売上である地代収入を、賃貸借契約書の確認を怠り、長年に亘って課税売上として課税処理したことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

平成23年9月期から平成27年9月期までの過大納付消費税額約220万円から税効果による回復額約65万円を差引いた約155万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約125万円が保険金として支払われた。

〈 事故の概要 〉

税理士は、平成 29 年 3 月、依頼者が法人を設立するのと同時に関与を開始した。

依頼者法人が、平成 30 年 12 月期（第 2 期）の特定期間（平成 29 年 3 月から 8 月までの 6 カ月）の課税売上高及び給与等について、共に 1,000 万円を超えたことにより課税事業者となったにもかかわらず、税理士は平成 30 年 12 月期（第 2 期）の消費税確定申告を失念した。

令和 2 年 4 月、税務調査により、平成 30 年 12 月期（第 2 期）の消費税確定申告書が無申告であること指摘され、税理士の申告失念が発覚した。これにより、税理士は依頼者より損害賠償請求を受けた。

¹² 2021事故事例33頁。

事故発覚の経緯

税務調査により、平成30年12月期（第2期）の消費税確定申告書が無申告であること指摘され、税理士の申告失念が発覚した。

事故の原因

依頼者法人が、平成30年12月期（第2期）の特定期間の課税売上高及び給与等について、共に1,000万円を超えたことにより課税事業者となったにもかかわらず、税理士が平成30年12月期（第2期）の消費税確定申告を失念したため。

税賠保険における判断

賠償請求された消費税（本税）は、税制選択その他の事項に関する税理士の過失がなかったとしても、依頼者が納付する義務を負う本税（本来納付すべき本税）であり、税理士職業賠償責任保険の支払対象外となる。また延滞税、加算税も支払対象外となる。（税理士特約条項5条）

【 参 照 】

消費税法 9 条の 2（前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例）

- 2 前項に規定する特定期間における課税売上高とは、当該特定期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額を控除した残額をいう。
 - 一 特定期間中に行った第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額
 - 二 特定期間中に行った第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額
- 3 第一項の規定を適用する場合においては、前項の規定にかかわらず、第一項の個人事業者又は法人が同項の特定期間中に支払った所得税法第二百三十一条第一項（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）に規定する支払明細書に記載すべき同項の給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものの合計額をもつて、第一項の特定期間における課税売上高とすることができる。

簡易課税制度選択不適用届出書提出失念により過大納付消費税額が発生した事例

文責：損害保険ジャパン

〈 事故の概要 〉

税理士は、平成28年2月に関与を開始した。同月担当職員は、平成29年3月期の設備投資（車両取得）の報告を受けたが、簡易課税は選択していないと誤認し、消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出しなかった。

依頼者は、平成28年4月から平成29年3月にかけて、車両を40台取得した。

平成29年5月、平成29年3月期決算申告手続きの際、依頼者より受領の消費税確定申告書が簡易課税用であったことから本件過誤が発覚した。同月末決算申告打合せにおいて依頼者へ消費税簡易課税制度選択不適用届出書の提出失念を説明したところ、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

¹³ 株式会社日税連保険サービス『税理士職業賠償責任保険事故事例2020年7月1日～2021年6月30日』（以下「2020事故事例」という。）9頁。

事故発覚の経緯

平成 29 年 3 月期決算申告手続きの際、依頼者より受領の消費税確定申告書が簡易課税用であったことから、過誤が発覚した。

事故の原因

担当職員は、関与した平成 28 年 2 月に、翌期平成 29 年 3 月期に設備投資があることを依頼者から聴取し、消費税について本則課税適用が有利であることを確認したが、本則課税適用で簡易課税は選択していないと誤認していたことから、簡易課税選択不適用届出書提出の有無の確認を怠ってしまったため。

税賠保険における判断

平成 29 年 3 月期の設備投資（車両取得）の報告を受けたが、簡易課税は選択していないと誤認し、消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出しなかったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

過大納付消費税額約 1,800 万円から税効果による回復額約 500 万円を差し引いた約 1,300 万円を認容損害額とし、免責 30 万円を控除した約 1,270 万円が保険金として支払われた。

〈 事故の概要 〉

税理士は、平成22年11月、先代税理士より顧問契約を引継ぎ依頼者と関与を開始し、平成25年9月に消費税簡易課税制度選択届出書を提出した。その後、基準期間課税売上高が5,000万円超となったため簡易課税適用による申告は1期のみで、以後本則課税適用の消費税確定申告書を提出してきた。

平成29年8月、依頼者より平成30年7月建物完成取得の連絡を受けたが、税理士は前期消費税確定申告書が本則課税適用であることから、簡易課税制度選択届出書は提出されていないと思い込み、簡易課税制度選択不適用届出書の提出を怠った。依頼者は平成30年7月、建物を完成取得し、平成30年11月、税理士は本則課税適用の平成30年9月期消費税還付申告書を提出した。

平成31年2月、税務調査を受け、調査担当官から平成30年9月期は簡易課税適用となる旨の指摘を受けて本件過誤が発覚した。これにより還付不能消費税額が発生したとして、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

¹⁴ 2020事故事例10頁。

事故発覚の経緯

税務調査において、平成 30 年 9 月期は簡易課税適用となる旨の指摘を受け、過誤が発覚した。

事故の原因

平成 29 年 8 月、税理士は依頼者から翌期多額の不動産投資がある旨の連絡を受けた際、本則課税適用との思い込みから簡易課税制度選択届出書提出の有無について確認を怠り、簡易課税制度選択不適用届出書を提出しなかったため。

税賠償における判断

事前に翌期の不動産投資につき連絡を受けていたにもかかわらず、本則課税適用との思い込みから簡易課税制度選択不適用届出書の提出を怠ったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

過大納付消費税額約 2,000 万円から税効果による回復額約 400 万円を差し引いた約 1,600 万円を認容損害額とし、免責 30 万円を控除した約 1,570 万円が保険金として支払われた。

簡易課税制度選択不適用届出書提出失念により過大納付消費税額が発生した事例

文責：損害保険ジャパン

〈 事故の概要 〉

平成8年、税理士は関与を開始した。消費税の計算方法は、平成15年に簡易課税制度を選択した。

平成28年10月、税理士は依頼者法人から賃貸用マンション建築と消費税還付の報告及び相談を受け、12月上旬に、平成29年1月1日適用開始の消費税課税事業者選択届出書を提出したが、過去に簡易課税制度が選択されていることを失念し、簡易課税制度選択不適用届出書の提出を行わなかった。

平成29年5月、決算期を12月から6月に変更、平成29年6月上旬に賃貸用建物を完成取得し、7月より賃貸を開始した。

同年8月、平成29年6月期決算申告の打合せにおいて、税務署から郵送された消費税申告書が簡易課税用であったことから本件過誤が発覚し、これにより発生した過大納付消費税額について、税理士は依頼者法人から損害賠償請求を受けた。

¹⁵ 2020事故事例11頁。

事故発覚の経緯

決算申告の打合せにおいて税務署から郵送された消費税申告書が簡易課税用であったことから、過誤が発覚した。

事故の原因

税理士は、平成 28 年 10 月に依頼者法人より平成 29 年 6 月の賃貸用建物建設に係る消費税の還付の相談を受けたが、簡易課税制度が選択されていることを失念し、提出期限までに簡易課税制度選択不適用届出書を提出しなかったため。

税賠償における判断

簡易課税制度が選択されていることを失念し、簡易課税制度選択不適用届出書の提出期限である平成 28 年 12 月 31 日までに簡易課税制度選択不適用届出書を提出しなかったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

過大納付消費税額約 2,000 万円から税効果による回復額約 1,000 万円を差し引いた約 1,000 万円を認容損害額とし、免責 30 万円を控除した約 970 万円が保険金として支払われた。

消費税課税事業者選択届出書提出失念により過大納付消費税額が発生した事例

文責：損害保険ジャパン

〈 事故の概要 〉

平成30年1月、依頼者法人（資本金100万円、決算期12月）が設立され、同年4月に関与を前提とした打ち合わせの場で依頼者法人代表者より土地購入後に店舗兼アパートを建築する旨の報告を受けた。同年7月、税理士は関与を開始した。

税理士は、課税事業者選択届出書の提出は法人設立後2～3か月以内と誤認していたことから、期末までに第1期の消費税還付のための消費税課税事業者選択届出書の提出をしなかった。

平成31年1月、税理士は勉強会に参加をした際に考え違いに気付き、翌2月、依頼者に過誤を報告し、発生した過大納付消費税額について、税理士は依頼者法人から損害賠償請求を受けた。

¹⁶ 2020事故事例12頁。

事故発覚の経緯

税理士が勉強会に参加をした際に考え違いに気付いた。

事故の原因

税理士は、設立第1期の法人の店舗兼アパートの取得による消費税額還付のための消費税課税事業者選択届出書の提出期限について、期末ではなく設立後2~3か月以内と誤認し、期末までに第1期の消費税還付のための消費税課税事業者選択届出書を提出しなかったため。

税賠保険における判断

消費税課税事業者選択届出書の提出期限を誤認し、期末までに第1期の消費税還付のための消費税課税事業者選択届出書の提出をしなかったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

過大納付消費税額約1,500万円から税効果による回復額約300万円を差し引いた約1,200万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約1,170万円が保険金として支払われた。

【 参 照 】

消費税法 9 条（小規模事業者に係る納税義務の免除）

- 4 第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。第十一条第四項及び第十二条第三項を除き、以下この章において同じ。）が千万円以下である課税期間につき、第一項本文の規定の適用を受けない旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該提出をした事業者が当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間（当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間を除く。）中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同項本文の規定は、適用しない。

法人税法 122 条（青色申告の承認の申請）

- 1 当該事業年度以後の各事業年度の前条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項の承認を受けようとする内国法人は、当該事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度開始の日その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度に該当するときは、同項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日の前日とする。
- 一 内国法人である普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度 同日以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

〈 事故の概要 〉

平成15年、税理士は関与を開始し、平成21年3月期から平成30年3月期までの消費税確定申告書を提出した。その後平成31年3月に関与を解消した。

平成31年4月、依頼者より平成30年3月期までの消費税の申告において、内職者への委託料を賃金として処理している旨の指摘を受け、消費税額を過大に申告していたことが発覚し、損害賠償請求を受けた。

平成31年4月、平成26年3月期から平成30年3月期までの消費税については更正の請求書を提出し認容されたが、更正の請求期限を徒過した平成21年3月期から平成25年3月期までの過大納付消費税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

¹⁷ 2020事故事例13頁。

事故発覚の経緯

依頼者より内職者への委託料（消費税課税）を賃金（消費税不課税）として処理している旨の指摘を受けたことにより発覚した。

事故の原因

依頼者は税理士が勧めた自動計算ソフトを導入し、税理士が税目設定を行ったが、設定を誤り、内職者への委託料（消費税課税）を継続して賃金（消費税不課税）として会計処理してしまったため。

税賠保険における判断

仕入区分を誤って会計処理し、平成21年3月期から平成30年3月期までの消費税を過大に申告していたことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

更正請求期限を徒過した平成21年3月期から平成25年3月期までの5事業年度分の過大納付消費税額約900万円から税効果による回復額約200万円を差し引いた約700万円を認容損害額とし、免責金額30万円を控除した約670万円が保険金として支払われた。

【 参 照 】

消費税法基本通達 1-1-1（個人事業者と給与所得者の区分）

事業者とは自己の計算において独立して事業を行う者をいうから、個人が雇用契約又はこれに準ずる契約に基づき他の者に従属し、かつ、当該他の者の計算により行われる事業に役務を提供する場合は、事業に該当しないのであるから留意する。したがって、出来高払の給与を対価とする役務の提供は事業に該当せず、また、請負による報酬を対価とする役務の提供は事業に該当するが、支払を受けた役務の提供の対価が出来高払の給与であるか請負による報酬であるかの区分については、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく対価であるかどうかによるのであるから留意する。この場合において、その区分が明らかでないときは、例えば、次の事項を総合勘案して判定するものとする。

- (1) その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか。
- (2) 役務の提供に当たり事業者の指揮監督を受けるかどうか。
- (3) まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、当該個人が権利として既に提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるかどうか。
- (4) 役務の提供に係る材料又は用具等を供与されているかどうか。

〈 事故の概要 〉

平成29年3月に事業を廃止した際に事業廃止届出書を提出していた依頼者が、新たに事業を開始し消費税の課税事業者となるにあたって、過去に簡易課税制度選択届出書を提出していたことから、税理士は、令和2年分の消費税の申告を簡易課税方式により行ったところ、簡易課税制度選択届出書の効力が失効していたため、原則課税による修正申告書の提出を余儀なくされた。

税理士は、事業廃止届出書を提出していた場合においても簡易課税制度選択不適用届出書を提出しない限り、簡易課税制度選択届出書の効力は継続されると誤認しており、これにより発生した過大納付消費税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

¹⁸ 2020事故事例14頁。

事故発覚の経緯

令和2年分の消費税の申告を簡易課税方式により行ったところ、税務署から簡易課税制度選択届出書の効力は失効しているとの指摘を受け発覚した。

事故の原因

簡易課税制度選択届出書の効力は、簡易課税制度選択不適用届出書が提出されない限り継続されるが、事業廃止届出書が提出された場合には、届出書の提出日の属する課税期間の翌課税期間以後は簡易課税制度選択届出書の効力は失われることとなる。

本件は、簡易課税制度選択不適用届出書は提出されていないことから、税理士は事業廃止届出書が提出されていたとしても簡易課税の効力は継続していると思いこみ、届出書の効力確認を怠ったため。

税賠保険における判断

簡易課税制度選択届出書の効力確認を怠ったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

原則課税方式による申告納税額と、簡易課税方式により申告が可能であった場合の消費税額との差額約200万円から税効果による回復額約40万円を差引いた約160万円を認容損害額とし、免責金額30万円を控除した約130万円が保険金として支払われた。

【 参 照 】

消費税法基本通達 1-4-15（事業を廃止した場合の届出書の取扱い）

課税事業者選択届出書を提出している事業者で、法第 19 条第 1 項第 3 号から第 4 号の 2 まで《課税期間の特例》、第 37 条第 1 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》、第 42 条第 8 項《任意の中間申告》又は第 45 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項《法人の確定申告書の提出期限の特例》の規定の適用を受けている者が事業を廃止した場合における届出書の取扱いについては、次による。

- (1) 法第 9 条第 5 項《課税事業者の選択不適用》、第 19 条第 3 項《課税期間の特例の選択不適用》、第 37 条第 5 項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》、第 42 条第 9 項《任意の中間申告書の提出の取りやめ》又は第 45 条の 2 第 3 項《法人の確定申告書の提出期限の特例の不適用》のいずれかに規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、他の規定による事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。
- (2) 法第 57 条第 1 項第 3 号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、法第 9 条第 5 項、第 19 条第 3 項、第 37 条第 5 項、第 42 条第 9 項又は第 45 条の 2 第 3 項に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。

〈 事故の概要 〉

税理士は、平成13年に依頼者の申告業務への関与を開始した。依頼者は平成21年12月期より認定職業訓練実施奨励金を受給し始めたが、税理士は、本来消費税の課税対象外として処理すべきところ課税売上として区分した上で消費税申告書を作成していた。

平成28年に、税理士は依頼者から当該奨励金が消費税の課税対象外に該当するのではないかと指摘を受け確認したところ、正しく処理していれば依頼者は免税事業者に該当することを認識した。

平成23年12月期から平成27年12月期までについては更正の請求書を提出し認容されたが、更正の請求期間を徒過した平成21年12月期及び平成22年12月期に過大納付した消費税額について、税理士が依頼者から損害賠償請求を受けた。

¹⁹ 2020事故事例15頁。

事故発覚の経緯

依頼者から当該奨励金が消費税の課税対象外に該当するのではないかとの指摘を受け、税理士が確認して過誤が発覚した。

事故の原因

消費税の課税／不課税区分を誤ったため。

税賠償における判断

税理士が消費税の課非区分を誤らなければ消費税の過大納付は発生しなかったと考えられることから、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

更正請求期限を徒過した平成 21 年 12 月期及び平成 22 年 12 月期の過大納付消費税額約 460 万円から税効果による回復額である約 10 万円を控除した約 350 万円が認容損害額となり、免責金額 30 万円を控除した約 320 万円が保険金として支払われた。

保険金が支払われなかった事例（2020年度）1²⁰

消課税事業者選択届出書の提出を失念したが、該当年度は、基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の免除の特例の適用年度であり、損害が発生しなかった事例

文責：損害保険ジャパン

〈 事故の概要 〉

税理士は、依頼者の平成30年3月期の消費税の申告について、課税仕入れにかかる消費税額が多額となるため消費税の還付を受ける予定であったが、「消費税課税事業者選択届出書」の提出を失念した。そのため、依頼者法人は課税事業者となれず消費税の還付申告が出来ないものとして、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

しかし本件は、調査の結果、「基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の免除の特例」の適用を受けることが判明したため、損害賠償請求は取り下げとなった。

²⁰ 2020事故事例31頁。

事故の原因

税理士は、依頼者法人は資本金 3,000 万円の新設法人に該当し、基準期間のある 3 期目以降も納税義務が免除されないものと誤解していたため、平成 29 年 3 月末までに「消費税課税事業者選択届出書」の提出をしなかったため。

税賠保険における判断（保険金支払対象外と判断した理由）

依頼者法人は、設立 2 期目である平成 29 年 3 月期に高額な固定資産の購入が多数あったため、「基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の免除の特例」が適用され、設立 4 期目の平成 31 年 3 月期まで消費税の課税事業者になった。したがって、損害期においても課税事業者として申告書の提出が必要な状態であることから、損害は発生しない。

消費税選択チェックリスト（法人用）

I. 現状確認

それぞれが確認した日を日付欄に記入すること。

関与先名	担当者欄	確認者欄
	氏名	氏名
	確認日 年 月 日	確認日 年 月 日

設立年月日	基準期間がない場合	
年 月 日	新設法人(期首の資本金1千万円以上)に該当する。	YES・NO
	特定新規設立法人(課税売上高が5億円を超える者に支配されている)に該当する。	YES・NO

基準期間	特定期間	当事業年度
年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
基準期間における課税売上高	特定期間における課税売上高	当課税期間
円	円	年 月 日 ~ 年 月 日
	特定期間における給与等の合計額	
	円	

届出書・申請書		提出	控確保	提出日	その他の確認方法
納税義務	課税事業者選択届出書(第1号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
	課税事業者選択不適用届出書(第2号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
	課税事業者届出書(基準期間用)(第3-(1)号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
	課税事業者届出書(特定期間用)(第3-(2)号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書(第5号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
	高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書(第5-(2)号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
	新設法人に該当する旨の届出書(第10-(2)号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
	特定新規設立法人に該当する旨の届出書(第10-(3)号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
簡易課税	簡易課税制度選択届出書(第24号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
	簡易課税制度選択不適用届出書(第25号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
課税期間	課税期間特例選択・変更届出書(第13号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
	課税期間特例選択不適用届出書(第14号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
準ずる割合	課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書(第22号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
	課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書(第23号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
申告関係	任意の中間申告書を提出する旨の届出書(第26-(2)号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
	任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書(第26-(3)号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
	消費税申告期限延長届出書(第28-(14)号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
インボイス	適格請求書発行事業者の登録申請書(第1-(1)号様式)(第1-(2)号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書(第2-(1)号様式)	有 無	有 無	年 月 日	
	適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書	有 無	有 無	年 月 日	

当課税期間(令和 年 月 日～令和 年 月 日)の状況

当課税期間の納税義務	課税期間	仕入税額控除	「準ずる割合」の適用	任意の中間申告
免税事業者・課税事業者	事業年度・3ヶ月・1ヶ月	簡易課税・全額控除 一括比例配分・個別対応	有 無 適用範囲	有 無

II. 特例選択の検討

1 事業計画(ヒアリング)

--

2 設備投資等の予定

設備投資等①の時期	設備投資等②の時期	設備投資等③の時期	設備投資等④の時期	設備投資等⑤の時期
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
金額	金額	金額	金額	金額
円	円	円	円	円
内容	内容	内容	内容	内容

3 固定資産等の売却の予定

売却①の時期	売却②の時期	売却③の時期	売却④の時期	売却⑤の時期
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
金額	金額	金額	金額	金額
円	円	円	円	円
内容	内容	内容	内容	内容

4 所見

5 特例の選択と取りやめの検討

① 特例の選択

届出書等	提出可能期間	提出予定日	効力発生日	適用予定期間
	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日～ 年 月 日

届出書等	提出可能期間	提出予定日	効力発生日	適用予定期間
	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日～ 年 月 日

② 選択の取りやめ

届出書等	提出可能期間	提出予定日	取りやめとなる日	適用していた期間
	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日～ 年 月 日

届出書等	提出可能期間	提出予定日	取りやめとなる日	適用していた期間
	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日～ 年 月 日

6 結果説明

説明者	説明日	説明場所	説明を受けた者	説明を受けた者
氏名	年 月 日		様	様